

いわた IWATA 市議会だより

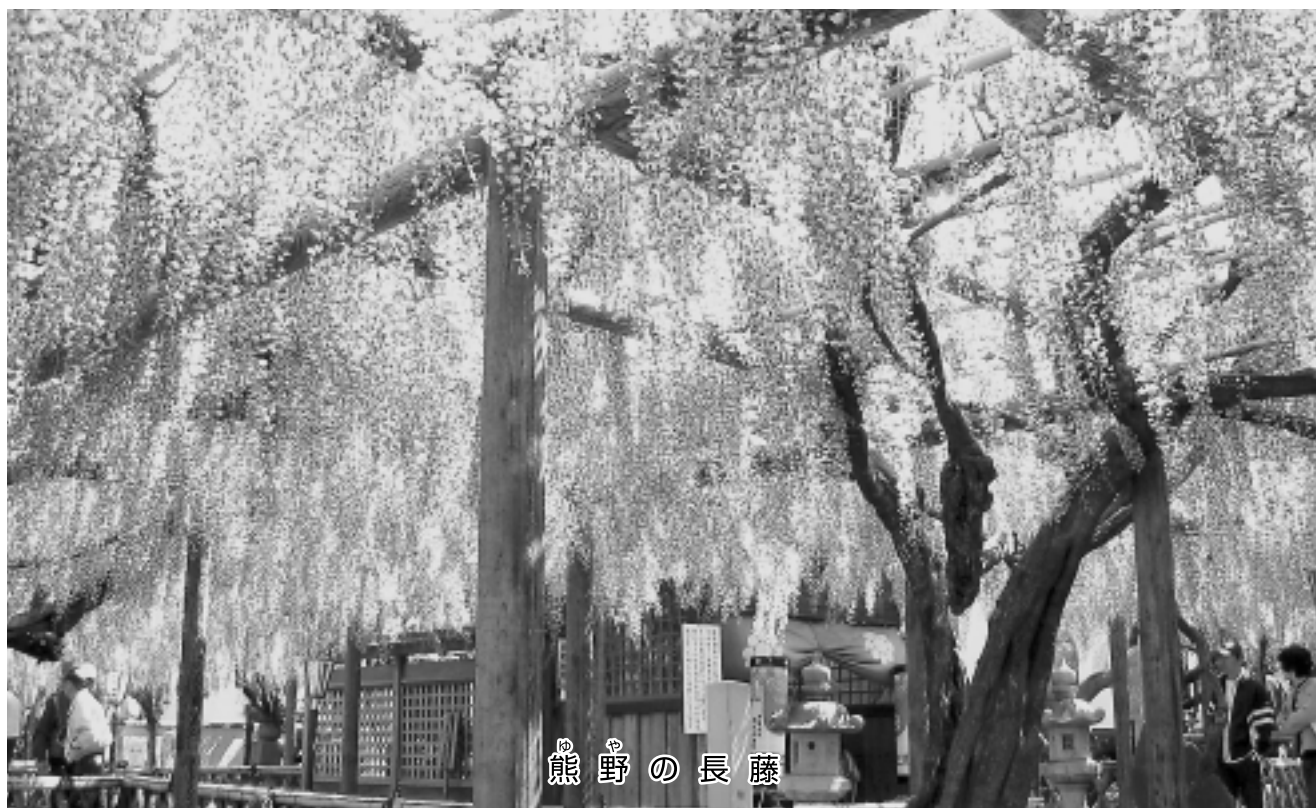
平成19年

2007

5月1日発行

No. 10

編集／議会報編集委員会 磐田市国府台3-1 ☎<0538>37-4822 <http://www.city.iwata.shizuoka.jp/>



熊野の長藤

平成19年度 一般会計・特別会計・企業会計あわせ

総額 1,162億円の予算を可決

2月定例会

市議会は、平成19年2月定例会を2月20日から3月23日までの32日間の会期で開催しました。今議会では、市長提出の平成19年度各会計予算など45議案のほか、議員発議による意見書等について慎重に審議しました。その結果、19年度一般会計予算及び条例1件は修正議決し、その他はいずれも原案のとおり可決・同意しました。

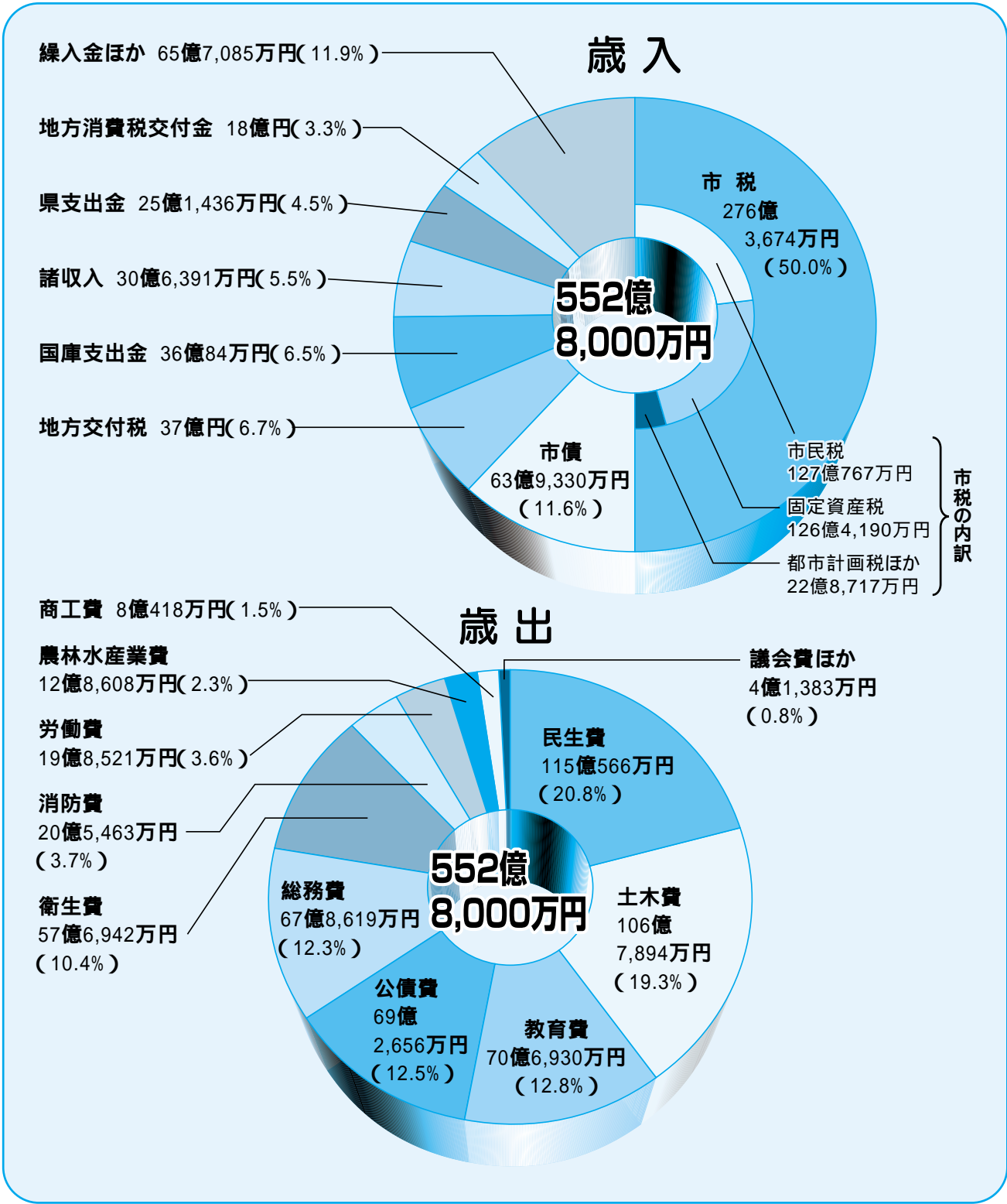
なお、一般質問は、3月1日、2日、5日の3日間にわたり14名の議員が行い、市政のあらゆる分野から市長・教育長の考えをたえました。

主な内容

(ページ)

一般会計予算(説明・討論)	2
一般会計補正予算、陳情	5
特別・企業会計予算	6
国保税条例の一部改正、意見書	8
駐車場条例の一部改正	9
一般質問	10
審議結果一覧表、	
5月臨時会の予定	16

8,000万円を修正議決



平成19年度 一般会計予算 552億

安全・安心、新市の将来を見据えた 施策を推進

予算総額は552億8千万円で、18年度予算と比べ21億6,700万円、4・1%の増となります。新市誕生後3年目を迎える予算として、総合的な治水対策や学校教育施設の整備・耐震化の推進等、安全・安心を確保するための取り組みに加え、新市の将来の発展を見据えた先行的な企業誘致策や、都市基盤整備の取り組みを着実に進めることとしたものです。

19年度は、三位一体の改革による税源移譲が本格的に実施され、大きな変革の年となります。歳出では、社会保障費関係経費をはじめとする財政需要の増大や公債償還の増加により、義務的経費が増加したことから、予算編成に当たり、各部署みずから行政改革に取り組み、一部に部局への枠配分方式を導入するなど、限られた財源の有効かつ効果的な活用を



ごみ処理施設

整えるまちづくり
主要幹線道路の整備、遠州豊田パークキングエリア周辺整備事業、③豊かな心を育み活躍できるまちづくり
磐田・福田統合

目指し、経費の節減等に努めました。
歳入の主な状況は、市税は税制改正の影響や企業収益の好転等により、個人及び法人市民税が大きく伸びたことから、全体で12・4%、約30億6千万円の増、276億3,673万円を見込み、市債は、合併特例事業の本格化による影響で、27・3%、13億6,910万円の増、63億9,330万円を計上しました。これらの収入を見込んだ結果、不足する財源を補てんするため、財政調整基金から16億5千万円の繰り入れを予定しています。

歳出の主なものは、①環境にやさしいまちづくり 新ごみ処理施設の建設、霊園の整備、②住んで良かったと思えるまちづくり
遠江国分寺整備検討委員会は、構成員も議論も、文化財の保護に重心がかかっていると感じられる。公共施設の利活用と再配置、歴史と市民活力を生かしたまちづくり、地元自治会、緑の公園としての要望と機能など、多方面の視点で市全体の中での検討が必要である。

文化庁との関係では、資料館建設が文化庁補助金ではなく、合併特例債による事業と療の支援、⑥交流と活力のあるまちづくり 市内へ進出する企業への助成、⑦計画推進のために 自治会活動など地域づくりへの支援、行財政改革の推進等です。
賛成29（公・無）、反対4（共・無）により可決。

修正案を可決

19年度一般会計予算に対し3人の議員から修正案が提出されました。
内容は、教育費の中の遠江国分寺資料館施設整備費1千万円を減額し、予備費を1千万円増額とするものです。提出者からの趣旨説明は、次のとおりです。

遠江国分寺整備検討委員会は、構成員も議論も、文化財の保護に重心がかかっていると感じられる。公共施設の利活用と再配置、歴史と市民活力を生かしたまちづくり、地元自治会、緑の公園としての要望と機能など、多方面の視点で市全体の中での検討が必要である。

討論

庶民増税や民営化
ありきのやり方は問題

(共産)本予算案に反対する。

定率減税の廃止による住民税の負担増は、暮らしへの深刻な打撃である。住民の生活不安が高まっているときの庶民増税には賛成できない。

国の地方交付税の今後に不安要素が多々含まれている

中で、合併特例債事業が後年度に負担として重くのしかかることも予想され、慎重に対応すべきである。地方自治体の使命は住民の福祉の増進を図ることであり、行財政改革というなら、住民福祉がどうなるかという観点が大切である。大型事業の見直しを後回しにし、市が責任を負うべき仕事を、先に民間委託ありきのやり方には賛成できない。

小学校5・6年生の35人以下学級の先送りは問題である。市内公立幼稚園と保育園の統廃合計画・民営化は市民に十分な説明もなく納得できない。20年度施行の後期高齢者医療制度は、国民皆保険の空洞化を進めるものであり、

広域連合負担金、後期高齢者システム導入には賛成できない。

国分寺資料館は必要と考えるが、内容が地域の教育などに役立つものとし、市民への理解を図るよう求める。

安心・安全にかかわる市民要望にこたえた点は賛意を示すが、本予算案に反対する。

都市間競争に

勝ち残る予算に期待

(無所属)修正案及び修正を除く原案に賛成する。

修正案は、所管委員会において慎重審査を経て提出に至ったものであり賛同する。

定率減税の廃止による、市民にとって痛みの伴う市税の増収は複雑なものがあるが、国内経済の回復の兆しが見え始めたことにより、不安感は解消されるものと推測する。

行財政改革による余剰財源を市民サービス向上へ振り向けることは、大いに意義がある。三位一体の改革により地方自治体の取り組みいかんで増収を図ることができると、都市間競争に勝ち残るための施策が本予算に盛り込まれており、期待される。

新たな総合計画の6つの基本目標に基づき各事業の推進は、計画を着実に履行するものとして認めるものであるが、基金取り崩しと、起債に頼る手法は、前年に引き続き増額となっており懸念する。

行政運営は生き物であり、以前に策定された計画等であっても変更を余儀なくされる場面も発生するが、当局と議会が議論を重ね、慎重かつ迅速な対応が必要である。

安全・安心のまちづくりを基本とした市民

生活の利便性を図ることを第一義とした本予算案に賛成する。



体力以上の事業展開
市政運営に強い危機感

(無所属)本予算案に反対する。

予算に計上されている事業そのものは、その一部を除き、

専門的意義、内容ともにおおむね理解できるが、各地で自治体の財政困窮が発覚する中、今日までの市政運営や19年度予算等、財政的見地から、強い危機感のほがまさり反対の立場をとるに至った。

現在の財政状況は、旧5市

町村のときより健全性を失い、脆弱になってきているように思えてならない。この一番の要因は、合併前に膨大に積み上げられた事業が整理されるどころか、新市としての位置づけがしっかりと示されないまま、合併特例債事業と称し、一般財源が不足するほど体力以上の事業を展開している点にある。一般財源の不足は、生活に直結した事業だけではなく市政全般に影響を及ぼし、市民にしわ寄せが降りかかる。

小異を捨て合併したのは、国・地方の厳しい財政事情を知り、将来のため自立した自治体を実現させ、子や孫につなげていこうとする熱い思いが第一義にあったはずである。目先のことで財政を硬直化させ、後年度にこのしわ寄せを持っていつてはならない。後年、何のために合併したのかと強く指摘を受けることのないよう願う。反対する。

市政全体に

「コミュニケーション不足

(無所属)修正案及び修正を除く原案に賛成する。

今回の修正案の内容は、国

分寺資料館の価値を認めながらも、さらに歴史のまちにふさわしいものにするために、新市全体を視野に置き、時間を置いて考えるべきという趣旨と受け取った。

国分寺をはじめ、多くの歴史・文化は大切にしたいし、このまちにあるということに誇りに思い、歴史のまちとして、そのガイダンス的な拠点の必要性を感じている。

しかし、どうしても唐突な印象があり、国分寺に限らず、他の施設整備においても、個々の検討が余り示されず、十分な議論がされないまま、突然に、かつ集中して出されたという印象がぬぐえない。これは、ここに至るまでの市長の財政面から始まる市政全体について、しっかり議論しようという誠意のあるコミュニケーション不足と考える。

こうした点に対して、要望を付して賛成では足りないという面で、この修正案に賛成する。

この修正案に賛成する。



国分寺

18年度一般会計補正予算を可決

今回の補正予算は、歳入歳出予算の追加、債務負担行為及び繰越明許費の設定で、歳入歳出予算に13億4,746万7千円を追加し、総額を559億6,309万4千円とするものです。

主な内容は、国の補正予算により市町村合併推進体制整備補助金が大幅に増額となるため、対象事業として19年度に予定していた磐田市聖苑の改修事業、適応指導教室「あすなろ」整備事業などの前倒しや、後期高齢者医療制度の実施に向けた電算システムの改修経費などです。

なお、これらの財源については、国・県の補助金や法人市民税などを充てます。

賛成30（公・無）、反対3（共）により可決。

討論

国の意向が強い予算
後期高齢者医療制度に反対

反対（共産）反対の主な理由は、後期高齢者医療制度を行うための電算システム改修

関係予算についてである。

医療制度改定関連法案の目的は、国の役割や国の医療への責任の軽減、大企業の医療保険への負担軽減等である。この制度改定の中心となるものが、後期高齢者医療制度の創設であり、高齢者の負担がふえることは確実である。保険料を払えない人には、短期被保険者証や資格証明書の発行もある。医療広域連合への個人情報を提供する際のセキュリティも心配である。

また、国の補正予算で合併補助金が大幅に増額したため、次年度に計画していた6事業を前倒して計上している。地方分権と言いながら、国の意向が強く働いている予算である。住民の要望から発するものではなく、上意下達の感否めない。

以上の理由により反対する。

円滑な運営に必要不可欠
遺漏のない対応を

賛成（無所属）高齢化の進展により、老人医療費を中心

とした国民医療費が増大する中、国民皆保険制度を堅持していくため健康保険法が改正され、75歳以上の方を対象とした後期高齢者医療制度が創設された。これは、県下すべての市町が加入する広域連合が、保険料の決定から医療の給付までを一体的に処理することになっている。

実施には、被保険者の資格管理や保険料の賦課決定を行う広域連合に対し、住基情報や税情報等を提供するためのシステムや広域連合から提供される賦課情報に基づき、納入通知書の作成、保険料の徴収、収納状況の管理を行うシステムの改修が必要である。広域連合が円滑に運営され、75歳以上の方が今までどおり不便なく医療を受けるためには必要不可欠なものである。制度移行において遺漏のない対応を願ひ、賛成する。



陳情

「妊産婦医療費助成制度の創設」を求める陳情

【陳情者】

静岡県保険医協会

理事長 間間 元さん

本陳情の趣旨は、妊産婦医療費助成制度を創設してくださいというものです。

主な理由は、少子化の一因に、妊娠から出産に至る間の経済的援助や労働条件の不備の問題がある。また、妊産婦対象の医療費の助成制度を実施している自治体では、医療費助成の申請延べ件数のうち、約60%が切迫早産で占められるなど、妊娠から出産に至る間には医療面の十分な支援も求められている。現在、岩手県、茨城県、栃木県、富山県の4県で実施しているが、実施主体となる市町村での制度創設が少子化対策の課題と考えているということである。

具体的な項目は、「妊産婦を対象とする医療費助成制度の創設について、関係各面との検討を開始し、実現に向けた取り組みを進めてほしい。

その内容は、①妊婦については医療保険各法に基づく自己負担額を助成すること。なお、入院時食事療養費標準負担額も助成対象とすること、②所得制限及び自己負担を設けないこと、③助成内容は現物給付とすること」というものです。

所管の民生病院委員会で慎重に審査した結果、「県が制度をつくった中で市が実施することが妥当」等の意見により「不採択とすべきもの」と決定。3月23日の全員協議会においても委員長報告に賛成25（無）、反対8（公・共・無）により「不採択」と決定しました。

委員会視察

所管する事項を調査するため先進都市へ行政視察を行いました。

議会運営委員会

（平成19年1月10日～11日）

視察事項

- (1) 議会運営の状況
 - (2) 議会運営の活性化
 - (3) 地方自治法改正に関する対応
- （松阪市、明石市）

特別・企業会計予算を可決

国民健康保険事業特別会計予算

予算総額は148億6、820万9千円で、前年度に比べ13・8%（18億561万8千円）の増となりました。被保険者の世帯数を3万5百世帯と見込み、増加が見込まれる退職被保険者等の療養給付費の伸び、医療制度改革に向けた取り組みなどを考慮した予算編成としました。

賛成30（公・無）、反対3（共）により可決。

討論

申請減免の拡充を

反対（共産）国保加入世帯の所得階層を見ると、年間所得が50万円未満の世帯は1万855世帯となり、構成比は加入世帯の35・6%に当たる。国民健康保険は低所得者が多く加入している医療保険で

あり、国の手厚い援助がなければ成り立たない制度だが、

政府は1984年の国民健康保険法改悪により国庫負担率を引き下げ、その後も国の責任を次々に後退させてきた。国に対しむだな支出を見直し、国庫負担を当時の水準に戻すよう要望すべきである。

国保税の減免制度には法定減免と申請減免があるが、市は条例等で独自に行うことができる申請減免拡充要求に対し拒否している。また、税制改定により国保税軽減世帯が減っている。生活困窮者のため救済措置が必要と考える。

申請減免を充実させることなどを提言し、反対する。

保健事業充実による医療費適正化を

賛成（無所属）本予算は増加が見込まれる退職被保険者

等の療養給付費の伸び、制度改正や医療制度改革に向けた取り組みなどを考慮した予算であると理解する。

歳入では介護納付金に係る不足分を補う一般会計繰入金

が、18年度の額以下に抑えられていること、国保税軽減世帯数は全世帯数の約23%に相当しており、所得に応じた税負担の軽減にも配慮している。

歳出では被保険者の健康増進や疾病予防を図る人間ドック助成事業に加え、医療費適正化に向けた取り組みとして、生活習慣病予防を目的とするヘルスアップ事業等の推進に重点を置いた予算としている。

今後も国保財政安定化のため、国保税の適正な賦課・算定及び収納率向上に努めるとともに、保健事業の充実による医療費適正化の取り組みを要望し賛成する。



老人保健特別会計予算

予算総額は125億4、588万4千円で、前年度に比べ1・8%（2億3、433万1千円）の減となりました。老人医療受給者数は、平成14年度の制度改正により9月まで減少し、10月から増加する見込みです。

賛成30（公・無）、反対3（共）により可決。

討論

高齢者への

温かい福祉の心が必要

反対（共産）2006年10月から、70歳以上の現役並み所得者の窓口負担は3割になった。税制改定により現役並みに位置づけられる高齢者もふえている。

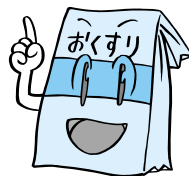
2008年4月から75歳以上の後期高齢者だけの医療制度が始まる。この後期高齢者医療制度創設により、老人保健制度は最終年度となる。老人保健法廃止とともに、健康診断事業縮小も懸念される。

小さな政府の名で国民の命と健康への責任を放棄し、公

的保険・医療を破壊してきた。戦前・戦中と苦勞をし、戦後の復興を頑張ってきた高齢者に対する冷たい政治を正す温かい福祉の心が必要である。

以上の観点から反対する。

医療費削減に努力を



賛成（無所属）老人医療給付費の負担金は、社会保険診療報酬支払基金からの交付金、国・県の負担金及び一般会計からの繰入金が主な財源となっている。

19年度の医療給付費は、18年度と比較し、約3億4百万円の減額となっている。

健康を維持していくためにも健診事業にも尽力し、医療費を有効に使い、節約に努める指導を徹底し、医療費削減に努めるとともに、運営に対し慎重な執行に努めることを願い賛成する。

医療費削減に努めるとともに、運営に対し慎重な執行に努めることを願い賛成する。

介護保険事業特別会計予算

予算総額は75億7,703万1千円で、前年度に比べ2・8%（2億507万8千円）の増となりました。

介護保険事業計画に基づき、在宅及び施設における介護サービスの充実に伴う介護給付費などを見込んだ予算編成としました。

賛成30（公・無）、反対3（共）により可決。

討論

市の施策は不十分

反対（共産）介護保険の見直すべき課題として、利用料負担が重いために必要な介護サービスを受けられない状況が存在すること、保険料の値上げにより重い負担となること、深刻な施設不足がある。軽度者の必要な介護サービスを守り、施設利用料の実効ある軽減措置を講じること、及び地域支援事業に十分な公費を投入し、公的責任をしっかりと果たすなど、改悪法によるサービス切り捨て、負担増

から高齢者と住民を守ることが求められている。しかし、市の施策は不十分である。以上の理由により反対する。

魅力ある

地域支援事業の推進を

賛成（無所属）介護認定者の増加に伴う給付費の肥大化への見直しは、17年10月から始まり、18年4月からは法改正により新たな制度がスタートした。

新制度では、介護予防を重視した新予防給付と地域支援事業が大きな柱となる。特に地域支援事業は、市が主体となって実施できる予防メニュー事業であり、この成果は介護給付の抑制になるとともに、地域で生き生きとした健康な高齢者の創出につながるはずである。

魅力ある

地域支援事業の推進を願う。賛成する。



特別会計

会計名	平成19年度予算額	平成18年度予算額	増減
国民健康保険事業特別会計	148億6,821万円	130億6,259万円	18億 562万円
老人保健特別会計	125億4,588万円	127億8,021万円	2億3,433万円
介護保険事業特別会計	75億7,703万円	73億7,195万円	2億 508万円
公共下水道事業特別会計	71億 764万円	72億1,826万円	1億1,062万円
その他の特別会計	8億4,843万円	18億7,733万円	10億2,890万円

その他の特別会計には、公平委員会、土地取得、農業集落排水、4財産区、駐車場の各特別会計の合計額を記載しています。

企業会計

会計名	平成19年度予算額	平成18年度予算額	増減		
水道事業会計	収益	収入	25億4,146万円	25億3,729万円	417万円
		支出	24億9,318万円	24億9,315万円	3万円
	資本	収入	5億4,121万円	5億8,458万円	4,337万円
		支出	15億4,110万円	15億4,271万円	161万円
病院事業会計	収益	収入	113億8,919万円	107億6,190万円	6億2,729万円
		支出	124億6,867万円	119億1,627万円	5億5,240万円
	資本	収入	9億7,517万円	9億7,925万円	408万円
		支出	14億2,959万円	13億6,420万円	6,539万円
国民宿舎事業会計	収益	収入	廃止	1億6,899万円	1億6,899万円
		支出		1億6,530万円	1億6,530万円
	資本	収入	0	0	
		支出	0	0	

国民健康保険税条例の一部改正を可決

本条例は、国民健康保険税の介護納付金課税限度額を、8万円から9万円に改正するものです。

この条例の施行は4月1日から、19年度分の国民健康保険税から適用します。

賛成30（公・無）、反対3（共）により可決。

討論

改正は国保税の値上げそのもの

反対（共産）この改正による影響を受ける対象者は、約4百人で、4百万円の増税になる。

現在でも高過ぎる国保税に滞納者はふえ続け、滞納累計額は約13億1、800万円、滞納世帯は5、500世帯を超え、税金を払いたくても払えない世帯がふえている。そのうち、介護納付金分の滞納累計額は約1億111万円となっている。

多くの市民は高過ぎる国保税の引き下げを求めている。申請減免の制度はあるが、適

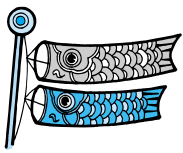
用基準が厳しく制度が生かされていない。
この改正は国保税の値上げそのものであるので反対する。

保険財政安定のため
やむを得ないと理解

賛成（公明）18年度の税制改正により、国民健康保険税の課税額の見直しが行われた。関連して、地方税法施行令が18年4月に施行されたことに伴い介護納付金課税限度額を改正するものである。

近年、国保を取り巻く環境が厳しい中で、保険財政安定化のためにはやむを得ないと理解する。今回、施行令改正から1年おくれたの改正となり、国の法令の改正に從うことが国民の負担の公平感にもつながると考える。

医療費により国保税等が決定されるため、今後も健康増進、疾病予防に重点を置いた保健事業の取り組みを要望し賛成する。



療養病床の廃止・削減計画に関する意見書

（内閣総理・厚生労働大臣あて）

第164回通常国会において「医療制度改革関連法」が成立し、現在38万床ある療養病床のうちの6割に当たる23万床を削減し、平成23年度までに介護療養病床は廃止、医療療養病床は15万床にする療養病床の再編が盛り込まれた。

平成18年10月から医療療養病床に入院する70歳以上の患者のうち、医療の必要度が低いとみなされる患者の、食費・居住費が保険給付費から外されることになった。該当の入院患者は、大幅な負担増を強いられることにより入院継続が困難になり、やむなく退院する方が多数出てくるとも予想される。また、平成18年7月1日から、削減計画に先立って、療養病床の入院基本料が大幅に削減され、特に入院患者の5割を占めるといわれる、厚生労働省が「医療の必要度が低い」とする患者の入院基本料が大幅に引き下げられた。

「障害者自立支援法」の改善を求める意見書

（内閣総理・総務・財務・厚生労働大臣、衆議院・参議院議長あて）

平成18年10月から「障害者自立支援法」が全面施行され、障害者の各種サービスの利用に応益負担制度が導入された。

この間、原則1割の応益負担による利用者の負担増、自己負担を減らすために施設からの退所、作業所への通所の断念やホームヘルプサービス利用の手控え等が起きている。また、報酬単価の引き下げや利用実績に基づく報酬の日額払い方式の導入により、特に通所施設の収入が悪化するなど、事業者を取り巻く環境も大変厳しいものとなっている。

このため、制度変更が及ぼす影響を重視した自治体では、独自にサービス利用の軽減策や施設運営費等の支援策を行っているが、本来これらは、

療養病床、老人保健施設、特別養護老人ホームの3施設では待機者が多く、入院（入所）までには数カ月から数年かかるといわれている。平成18年1月現在、特別養護老人ホームの入所希望者は、全国で延べ約38万人、静岡県での待機者は実人員で5、726人と報告されている。

このままいけば、どこにも行き場のない、いわゆる「医療難民」「介護難民」が各地にあふれることが予想される。

よって、国におかれては、地域住民が、いつでも、どこでも安心して医療や介護を受けられるよう次の事項を要望する。

1 療養病床の廃止・削減計画については慎重を期すること。

国において措置されるべきものである。障害者が安心して、安定した地域生活を送ることを支援するために法制度の改善や見直しが求められている。

よって、国におかれては、真に障害者が自立と社会参加を求める観点から、次の事項を早急に実施するよう強く要望する。

1 利用者の負担増がサービス利用の後退につながることはないよう、原則1割の利用者負担について減免制度の拡充を図ること。

2 事業者報酬の単価引き下げや「日額制」への変更等により施設経営への支障が生ずることのないよう、報酬の見直しなど必要な措置を講ずること。

